

安心して学べる環境づくり
しゅうがくえんじょせいど
就学援助制度

シユウガク エンジョ

就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



就学援助
イメージキャラクター
ツクロウくん

前年度就学援助を受けていた方でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。

1. 援助対象となる方の目安

恩納村に住所を有し、恩納村立もしくは他の自治体が設置した小学校・中学校へ通学している児童生徒の保護者、または区域外就学で恩納村立小学校・中学校に在学している児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方。

- ①現在、生活保護を受給中の方(要保護世帯)
- ②生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- ③市町村民税の非課税
- ④児童扶養手当の支給

※①～④に該当しない場合でも、経済的に困窮している方等援助が必要と認められる方については認定される場合がありますので、申請の際はその他に理由を明示して下さい。

※上記は対象となる方の目安であり、審査は世帯状況、世帯の収入・所得額等と総合的に判断します。

2. 申請に必要な書類

※内容の確認や各種証明書等、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

1. 就学援助申請書(兼同意書・委任状)
- * 2. 住民票謄本
- * 3. 所得課税証明書(同一世帯の20歳以上全員)
4. 通帳のコピー(申請書に記載した保護者の口座)
5. 児童扶養手当証書の写し(該当世帯のみ)
6. 生活保護証明書の写し(要保護世帯)

* 2・3については、教育委員会で住民・税情報を調査することに同意する方は提出不要です。

所得課税証明書の提出が必要な方

※下記に該当する方は恩納村に税情報がないため、お住まいになっていた市町村で証明書を発行してもらい提出してください。

3月～5月申請者

令和5年1月1日時点恩納村以外に住所があった方

6月以降の申請者

令和6年1月1日時点恩納村以外に住所があった方

※認定においては、学校納入金状況の確認を行います。昨年度援助を受けている方で未納の場合は認定できません。

※申請書は世帯で1部の提出

※同一世帯で世帯を分離している場合でも、台所、風呂等が一緒であれば同一世帯とみなします。

※5月までに申請された方は、前年度・今年度の所得証明を審査対象とします。

※前年度就学援助を受けていた方で、同一口座を希望する方以外は、通帳のコピーを添付してください。

- ・支店名・口座番号・名義人(カタカナ)記載面をコピー
- ・ゆうちょ銀行を希望する場合は、漢数字三桁の店名を記載してください。

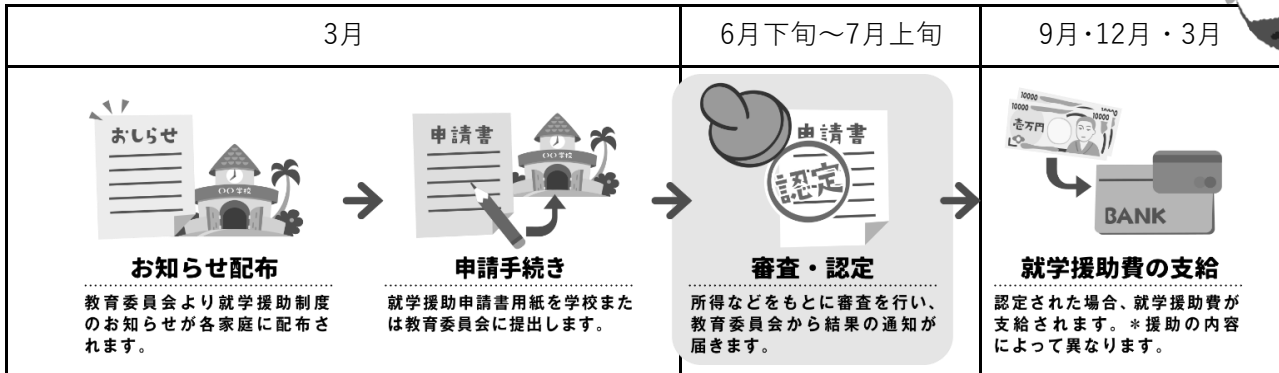
3.提出先

●恩納村立各小中学校または恩納村教育委員会(学校教育課)

※援助を希望する方は、学校または教育委員会で申請書を受け取り、必要事項を記入の上申請してください。

※援助の内容や申請書は村のホームページからも確認することができます。

4.申請の流れ



5.締切日・結果通知

※10月以降の申請は翌月認定になります。

申請月	申請期間	申請結果の通知
3月	3月1日(金)～3月29日(金)	6月下旬頃
追加申請	申請は随時受け付けています。 最終締切は令和7年2月28日(金)	申請月の翌月

※審査結果については、文書でお知らせします。

6.援助の内容

生活保護世帯→修学旅行費とめがね購入費のみが対象となります。

区域外就学の場合は、援助対象となる費目が異なりますので、お問い合わせください。

給食費	学用品費	新入学用品費	修学旅行費	校外活動費	通学用品費
	めがね購入費：援助を受けるには申請が必要となります。めがね購入券を持参し、めがねを購入してください。コンタクトレンズは対象外です。 新入学用品費：4月認定者のみ対象です。 3月に入学前支給を受けた方は対象外となります。 ※お知らせ※ 令和4年度より、こども医療費助成制度の拡充にもとづき医療券を廃止しております。				
めがね購入費					

詳細は、恩納村教育委員会まで
お問い合わせください。

恩納村教育委員会 学校教育課

〒904-0492 恩納村字恩納2451番地(恩納村役場1階)

電話 966-1209